



## 児童手当制度のご案内

### ●制度が一部変更します

令和4年6月から児童手当制度が下記の2点変更になります。

#### 1) 現況届の提出が原則不要となります。

※一部受給者については、引き続き現況届の提出が必要です。提出が必要な方には、美波町からご案内をお送りします。

#### 2) 所得上限限度額が設けられます。

※令和4年10月支給(令和4年6月分)から、受給者の所得額が上限額以上の場合、児童手当や特例給付が支給されなくなります。

### ●対象となる方

町内に住所があり、中学校修了までのお子さまを養育している方が対象となります。

※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給となります。

※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給します。その他の支給要件もあります。詳しくは役場福祉課までお問い合わせください。

### ●支給額

所得制限	対象年齢	支給金額
所得制限限度額未満の方	0歳～3歳未満(一律)	月額 15,000円
	3歳～小学生修了前(第1子・第2子)	月額 10,000円
	3歳～小学生修了前(第3子)	月額 15,000円
	中学生(一律)	月額 10,000円
所得制限限度額～所得上限限度額未満の方	0歳～中学生(一律)	月額 5,000円
所得上限限度額以上の方		0円

※第何子目かは、養育する18歳到達最初の3月31日までの児童のうち、年長から順に数えます。

扶養親族等の人数	所得制限限度額(万円)		所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002.1	1010	1238
5人	812	1042.1	1048	1276

### ●支払時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。

### ●関係届出・手続について

受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。詳しくは、役場福祉課までお問い合わせください。

※届出が遅れますと手当が支給されなかったり、過払い分を返金していただくことになります。

※出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき(初めてお子さまが生まれた・養育するようになった)	認定請求書
養育児童が増減したとき	額改定認定請求書
受給者の離婚や施設入所などより養育児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の住所もしくは氏名が変わったとき	住所・氏名変更届

## 子どもはぐくみ医療費助成事業について

0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの入院・通院の保険診療にかかる費用を町が負担します。

### ●対象となる方

美波町に住民登録し健康保険に加入している、0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるお子さま(婚姻している方、婚姻と同様の事情にある方を除く)の保護者が助成の対象となります。

※令和3年1月診療分から所得制限を撤廃しています

### ●受給者(保護者)区分

区分I	0～3歳未満児	入院・通院とも一部負担金は無料
区分II	3歳以上6歳未満児	
区分III	6歳児～小学校修了まで	
区分IV	中学校修了まで	
区分V	中学校修了後～18歳	

※区分変更時には、新しい受給者証をお送りします。

※今年度より更新申請が不要になりました。

ただし、美波町にて所得の確認等ができない場合は必要書類のご提出をお願いすることがあります。

### ●受給者証が利用できない場合(償還払い手続き)

つぎのような場合、医療機関の窓口で支払った医療保険の自己負担分については、後日償還払いの手続きが必要となります。

Case 1) 県外の医療機関やこの制度の委託を受けていない医療機関で受診した場合

Case 2) 受給資格があつて受給者証がお手元に届くまえに、受診した場合

Case 3) 健康保険の給付対象となる補装具を医療機関の診断により装着した場合

※健康保険組合へ先に申請し、健康保険組合から助成を受けた金額のわかる支給決定通知の写しおよび、医師の証明書の写しが必要となります。

### 【手続きに必要な物】

- 1) 子どもはぐくみ医療費受給者証
- 2) 保険診療分の領収書(原本)
- 3) 金融機関の口座(扶養者名義のもの)
- 4) 高額療養費に該当する場合は健康保険組合からの「支給決定通知書」
- 5) 他の公費負担医療費制度が適用された後の自己負担分については、対象となる公費医療の認定を受けていることがわかるもの

**助成対象者で受給者証をお持ちでない方や、住所・氏名・加入している健康保険等に変更があった場合は、美波町役場福祉課、または由岐支所で手続きをしてください。**

【お問い合わせ】役場福祉課 ☎ 77-3614